

「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定について

1 法改正の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、市長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政としていくため、「総合教育会議」を設置するとともに、総合教育会議において協議し、市長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策となる大綱を策定することとなった。

2 国から示された主な大綱の定義、記載事項等

- 1 定義として、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めていること。
- 2 記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。
- 3 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝心であること。
- 4 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する「教育振興基本計画」その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。
- 5 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、地域によって教育課題も様々であることから、地方公共団体の長は、実情に応じて策定するものであること。

3 計画の策定状況

- 1 本市の「教育振興基本計画」は、現在、教育委員会において策定作業中である。
- 2 その他の計画として、市長部局において、「東松島市総合計画」{第5節感性豊かな教育と文化のまちをつくる}(計画期間：平成19年度～平成28年度)を平成18年3月に策定している。なお、震災により後期基本計画が未策定であることから、「東松島市復興まちづくり計画」(計画期間：平成23年度～平成32年度)が後期基本計画を兼ねる役割を持つ計画として策定されている。

- 3 本年度より「第2次東松島市総合計画」の策定作業に入っており、教育文化分野では「東松島市総合計画」の施策と整合性を図ることとしている。

4 大綱の考察

- 1 「東松島市総合計画」は、本市のまちづくりの最上位指針であり、策定にあっても、地域の実情を勘案し、民意を反映させて市長が策定したものであること。
- 2 教育委員会が策定した「東松島市教育基本方針」は「東松島市総合計画」に掲げられた施策の**実現**に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するための方針となっており、整合性が図られていること。
- 3 自治体の総合計画の教育施策部分を「大綱」と位置付けることは可能であると国から見解が示されていること。

5 大綱案

「東松島市総合計画」及び「東松島市教育基本方針」を基本とし、本市の大綱を策定するものとする。

資料2-1のとおり

6 期間

「東松島市総合計画」の計画期間は平成19年度から平成28年度の10か年としていることから、大綱の期間については、平成27年度・平成28年度の2か年とする。

※ 次期の大綱及び期間については、「新東松島市総合計画」の策定と併せ改めて検討することとする。

7 大綱の体系（案）

資料2-2のとおり